

一般社団法人東京都技能士会連合会

技能向上研修実施助成金交付要綱

第1 総則

この要綱は、技能士が技能検定合格後もその有する技能及び知識を陳腐化させることなく、新技術を学び職業能力を維持・向上していくため、正会員（団体会員）が開催する研修会費用の助成について、必要な事項を定める。

第2 助成対象の経費

- (1) 講師謝金
- (2) 会場借料
- (3) 教材費等（視聴覚教材借料を含む）

第3 技能向上研修会実施計画書の提出

正会員（団体会員）が技能向上研修会を実施しようとするときは、予め、その研修会の概要（研修内容、受講者数、会場、講師、教材等および予定金額）を記載した「技能向上研修会実施計画書（様式1）」を提出するものとする。

第4 技能向上研修会実施結果報告書等の提出

正会員（団体会員）が技能向上研修会を実施し、その実施に要した経費について助成金の交付を申請するときは、「技能向上研修会実施報告書（様式3）」及び領収書（写）を提出しなければならない。

第5 助成金

一般社団法人東京都技能士会連合会は、技能向上研修会の実施に要した経費の2分の1を助成する。ただし、助成金の限度額は20,000円とし、予算の範囲内とする。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。